

食安監発1005第1号
平成23年10月5日

埼玉県保健医療部長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

中国産生鮮まつたけの回収等について（依頼）

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりアセトクロール（0.03 ppm）を検出し、食品衛生法第11条に違反することが判明しました。

当該貨物はすでに全量通関済との報告を受けているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されないよう対応方よろしくをお願いします。また、対応終了後その概要を当課あてご報告いただくようあわせてをお願いします。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しています。

記

品名	生鮮まつたけ
届出数量	10 カートン 0.12 トン
輸出国	中華人民共和国
産地又は製造者	中華人民共和国
輸入者	有限会社 ジェイ・エー・シー 埼玉県三郷市高州2-98
届出先	成田空港検疫所 食品監視課
届出年月日	平成23年9月22日
輸入届出受付番号	第21022163680号1欄
検査結果	アセトクロール（0.03 ppm）検出
違反確定日	平成23年10月4日